

津波避難困難地域設定業務委託 質問及び回答

	質問内容	回答
1	津波避難困難地域の設定にあたり、主に避難経路上のルート検討と同心円の2パターンがあるかと思いますが、具体的な手法のお考えはありますでしょうか。	実際の避難を想定し、同心円ではなく、避難経路上のルートによる検討を想定しております。 【参考】消防庁「市町村における津波避難計画策定指針」
2	仕様書5委託業務内容「(4)避難路、避難経路の指定・設定」で検討対象の道路は、幅員3m以上のものでよいでしょうか。	自転車や車いすの方等の複数の形態にて同時に避難することを考慮し、3m以上の幅員が必要と考えております。 【参考】道路構造令第10条の2第2項、第3項、第4項
3	打合せ協議について、打合せは受注者と発注者のみで行うものと市、協議会や地元協議などへの参加は、資料作成含め業務対象外と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	想定されている打合せ回数をお示ください。	3回を想定しております。